

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

2021年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられることとなった。今後、きめ細かな教育活動をすすめていくためには、さらなる学級編制標準の引き下げが不可欠であるとともに、中学校においても少人数学級の早期実現が必要である。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校のほか、教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。子どもたちの豊かな学びと育ちや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもたちの豊かな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

三木市議会議長 古田寛明